

2018

Mar, Vol. 182

News Letter

— 目 次 —

国内線旅客機 WiFi

ソフトウェアの価値を高める保守

人生 100 年時代の到来

三菱東京 UFJ 銀行、行名変更

古くなった郵便番号を一気に最新化する

Plaza-i 機能ご紹介 セット商品入力

最新の Plaza-i バージョン情報

所得拡大促進税制の改組

源泉徴収事務、さらに煩雑化へ

Bal



〒140-0002 東京都品川区東品川 1-2-5 リバーサイド品川港南ビル 3 階
(株)ビジネス・アソシエイツ TEL03-5495-9961 FAX03-5495-9962

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4 階
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

国内線旅客機 WiFi

ANA の機内 WiFi のテレビ CM が放映されています。地上にいる弟が姉にメッセージを送り、機内で姉がスマートフォンで受信、機内 WiFi サービスでサッカーの試合を見るというものでした。たまたま ANA の国内線を利用する機会があったので WiFi サービスを試してみました。

必須ではないのですが、スマートフォンアプリをあらかじめインストールしておく、その後の操作が楽になります。実際はアプリをインストールしなくても、パソコンでも利用は可能です。(一部コンテンツはアプリのみで利用可)



専用アプリ画面



エンターテイメント



電子書籍も充実している

ANA アプリより引用

電子書籍を利用してみましたが、地上で利用するのとほぼ変わらないレスポンスでしたので十分に楽しめます。

搭乗した 3 月時点ではまだインターネット接続サービスは有料でしたが、4 月からはこれも無料化されます (JAL-日本航空はすでに無料で利用できます)。機内でのメールチェックも可能となりますので、出張の際の移動時間を少しで

も無駄に過ごしたくないという方は、ぜひご利用ください。ただし、機内 WiFi は現時点ではすべての便で利用できるわけではないので、各航空会社のサイトで事前にご確認ください。

ソフトウェアの価値を高める保守

平素は Plaza-i をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

現在、企業活動の多くは何らかのソフトウェア (ソフトウェアサービスも含む) を利用して進められています。ソフトウェアなしでは企業活動が推進できないといっても過言ではありません。

ソフトウェアはよく知られている形としてモニター画面の中にアイコンの形をして存在し、クリック等により実行されます。

その価格は、無料のものから数〇億円かけて調達 (開発) されるものもあり、物理的な個体がないことから、(会計上) 無形固定資産に分類されます。

さて、このソフトウェアの価値とはいったい何でしょうか? その価値は不偏的なもので、劣化しないのでしょうか?

本稿では、ソフトウェアの価値とその価値を維持、向上させるための保守という活動の意義について述べたいと思います。

なお、ソフトウェアの類義語に「アプリケーション」、「システム」などがありますが、本稿ではソフトウェアという言葉を使っています。適宜、読み替えていただいても本旨に沿ってお読みいただければと思います。

ソフトウェアの価値

ソフトウェアの価値とは何でしょうか?

もしそのソフトウェアがなかったら? これがソフトウェアの価値の出発点となりそうです。

ソフトウェアは、それが無い状態の時にそれを利用した方が効率的、あるいは生産性が上がることが見込まれるため、調達し、利用を始めることとなります。

このソフトウェアを、〇〇円かけて調達 (開発、導入も含む) し、会計上、無形固定資産として計上して、每期、償却します。この未償却残高が、会計上の資産価値となります。

他方、ソフトウェアは、特に企業活動においては、いわゆる有形の資産（モノ）と同様に、使われなければ、いくら高額であっても価値がない、使われて初めて価値がある、と言うことができます。

こうしたことから、会計上の金額的な資産価値と、その利用価値は、必ずしも一致しなきそうです。

では、ソフトウェアを使っているが、使い方が分かりにくい、使いにくい、使っているうちに使いにくくなってきたといった場合、ソフトウェアの価値はどうでしょうか？（相対的に）低い、価値が下がってきたということになってきます。

このソフトウェアの使用期間を通じての「使いやすさ／使いにくさ」が、ソフトウェアの実質的な価値と言えそうです。そして、「使いやすい状態で、長く使う」ことが、ソフトウェアの価値が高いと言うことができます。

ソフトウェアの価値は常に変化する

「使いやすさ／使いにくさ」という感覚の正体は、その利用目的（要求、要件）と、そのソフトウェアがもつ機能が、適合している度合いと言われます。

ソフトウェアは、一度リリース（出荷する）と、何等か変更等の保守をしない限り、その機能（性）は、変わりません。

一方で、ソフトウェアを利用する状況、環境（あるいは目的そのもの）は、日々、変化していきます。

Plaza-i のような経営管理、業務管理を目的としたソフトウェアであれば、事業計画・方針が変わった、利用する組織、体制、人員が変わった、利用者のニーズ、要求が変わった、運用が変わった、発生する／蓄積されるデータ量が増えた、周辺の連携しているシステムが変わった、事業に関連する法令が変わった、ハードウェア・OS が変わった、技術革新が進み代替手段が調達可能になった、「内部統制」、「セキュリティ」、「災害対策」…。

こうしてソフトウェアの利用状況等とソフトウェア機能の適合の度合いが乖離していくと、ソフトウェアの変更等の保守をしない限り、「使いにくい」「使いにくくなってきた」という感覚となり、ソフトウェアの実質的な価値が下がっていくこととなります。

ソフトウェアの価値を高める保守

ソフトウェアの価値は、ソフトウェアの保守により維持、向上されます。

日々、変化していく利用状況等に応じて「使いやすい状態を保ち、長く使える」ようにソフトウェア機能を追加、変更等し、適合させていくことがソフトウェア保守の意義となります。

ソフトウェアのライフサイクル：調達、開発・導入、利用、廃棄で見ると、「利用」のフェーズにおける活動となり、いわゆる開発・導入フェーズとは異なる課題等への対応が必要となります。

ソフトウェア・メンテナンス研究会（SERC）ホームページの研究成果等を参照しています。「ソフトウェア保守」に関する諸問題についての研究等されており、とても分かりやすいです。ご興味のある方は、ご参照してみてください。

おわりに

ソフトウェアの保守の種類には、①「是正保守」（「緊急保守」含む）、②「予防保守」、③「適応保守」、④「完全化保守」があるとされています。（ISO/IEC14764、JIS X0161）

Plaza-i では、ご存知の通りアプリケーションサポートサービス（PASS）とプラットフォームサポートサービス（PPSS）により、これらの保守をカバーしています。（詳しくは、各サポートサービスご案内書をご覧ください。）

日々、変化していく利用状況に対して定期的あるいは継続的な「適応保守」を実施していくには、PASS 変動保守サービスをご活用いただくのがお勧めです。

Plaza-i のサポートサービスをご活用いただき、Plaza-i を永くお使いいただければ幸いです。

人生 100 年時代の到来

先日、今話題のリンダ・グラットン女史の「LIFE SHIFT（ライフシフト）」を読んだ。既にお読みの方もおられると思うのでご理解いただけたと思うが、読んでおもしろい類の本ではなく…ひたすら危機感と多少のうんざり感を感じさせる本であった。とはいえ来たる未来に向けて意識を向けておくということは大事である。

この本によれば、2007 年生まれ（わが子ではないか！）の人の平均寿命はなんと 107 才！50%の確率で 100 才以上生きる。既に社会人の方も若ければ若い程長寿…驚愕である。

これから先そんなに生きていくのか、100 才の自分が想像できない…

60 代で定年を迎え孫に囲まれ趣味に興じて 80 才近くで寿命を迎える、こんな理想的な引退生活も今は昔。今の時代、還暦を迎えられた方々も早々に引退するつもりなど無く働き続けられる限り働きたいと前向きな方が 6 割近く。ただしそれもだいたい 70 才ぐらいまでといった前提。これからの時代はさらにその先、社会人として働いた同じぐらいの年月をさらに生きていかねばならない…。60 才で仕事をやめたとして、40 年以上も趣味だけで過ごすなんて長すぎる！なんせ無収入（または年金だけ）で 40 年近く生きるなど無理なのだ。

現在日本企業の 8 割近くがいまだ 60 才定年制度のままだそう。そのうちの 7 割近くが再雇用制度を設けているが、それも 65 才までが大半。現役引退後、年金も期待できない、退職金なんてすぐ底をつく。生きていくため収入を得なければ…

想像できるだろうか、今のあなたの仕事や会社で、70 才や 80 才になった自分や同僚が働いている姿を…。今我々が持っている、引退後のイメージなど先人たちが築いてきたもの。あと 20 年もたてば今の雇用の常識なども大きく変わっていく。

これからはそもそも引退なんてしてはならない。同じ仕事をしているかどうかは別として、我々は生涯現役に近い形で自ら働いて収入を得なければならないのである。

将来の不安を煽るだけで申し訳ない。

投資や起業という選択肢もあるが、会社勤めという面から眺めると、幸い我々が還暦を迎えるころには、少子化・人口減少から労働力不足で、企業も 60 才（65 才）程度では人材を手放すようなゆとりはないだろう。

その頃には働き方も今より多様化し、今より格段に IT リテラシーの高いおじいちゃん・おばあちゃんが増え、体力が落ちて満員電車で通勤しなくても在宅ワークでちゃんと仕事ができる時代になってほしい。

その代り、自分の仕事が AI、RPA といったロボットにとってかわられない仕事という前提条件付きである。いくつかの仕事では、経験値だけなら既に AI にとって替わられる時代となっている。経験値の高い方々の強みが既にとって替わられる時代…プラス α で高い専門性や知恵と柔軟な思考の組み合わせが強みになっていくのかもしれない。

IT 技術の進歩が急速過ぎて、20 年前の人が今の世の中を想像できなかったように（先見の明ある一部の方をのぞいて！）これから 20 年後の IT の世界は想像つかないのでなんとも言えないが、少なくともロボットにとって替わられる仕事が増えていくのだろうなということは容易に想像がつく。現在の仕事を継続したい方はこれらの業務がその可能性があるかどうか見極める必要があるだろう。

IT の進歩は目覚ましい。常に世のトレンドに触れ、少しの期待と危機感をもって、生きて行こう。元気で健康に働くおばあちゃんになっているように。

三菱東京 UFJ 銀行、行名変更

はじめに

三菱東京 UFJ 銀行は、平成 30 年 4 月 1 日より、銀行名が以下のように変わることが発表されております。

日本語名：「三菱 UFJ 銀行」

英語名：「MUFG Bank, Ltd.」

カナ：「ミツビシユーエフジエイギンコウ」

振り込みの際は「ミツビシユーエフジエイ」

詳細は下記リンク先をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/koumeihenkou/index.html>

Plaza-i をご利用のユーザ様におかれましては、変更日を迎えましたら、システム内の銀行名に関連する箇所のマスターの修正をお願いいたします。

銀行マスター

まずは本マスターの修正が必要になります。必ず名称の変更をお願いいたします。

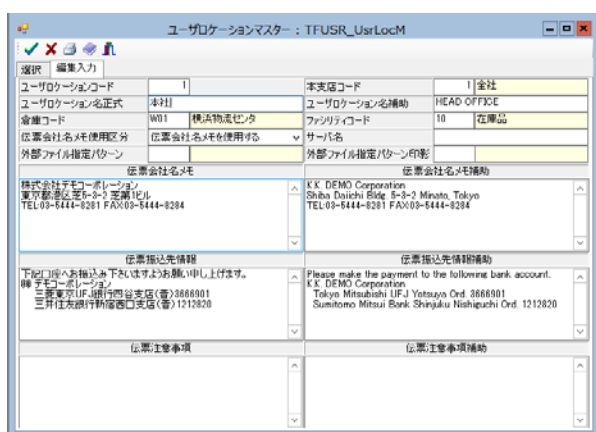
請求書の振込先情報変更

Plaza-i ARS 債権管理システムから請求書を発行し、本行を振込先に指定している場合は必ずご確認ください。

最初に、ユーザ帳票オプションマスターをご確認ください。メニューは、**USR**—セットアップ—ユーザ帳票—ユーザ帳票オプションマスター—でございます。ご利用の帳票の「伝票振込先情報区分」の設定により確認・修正すべきマスターが異なります。



1：固定表示方式の場合



ユーザロケーションマスターの伝票振込先情報の確認・修正をお願いいたします。

2：単独表示方式の場合

厳密には銀行マスターの名称変更のみで十

分ですが、入金方法マスターの入金方法名や現預金口座マスターの口座名の確認・修正をお願いいたします。

3：複数表示方式の場合

2と同様に、厳密には銀行マスターの名称変更のみで十分ですが、入金方法マスターの入金方法名や現預金口座マスターの口座名の確認・修正をお願いいたします。

最後に

私たちは Plaza-i をビジネス・プラットフォームとして位置付けていただき、そしてお客様の新たな価値創造と企業競争力強化に貢献していけるようシステムの改良に日々取り組んでいます。最近何か Plaza-i で困ったことはありませんでしたか？ Plaza-i で業務効率を上げるために、何かお手伝い出来ることはありませんか？是非弊社 HP にお声をお寄せください。お聞かせください。頂いた情報、ご意見、ご要望に対し、「私たちにできること」をご提案させていただきます。

古くなった郵便番号を一気に最新化する

はじめに

Plaza-i を長くご利用いただいていると、その間に市町村の合併で郵便番号が変わり、Plaza-i の郵便番号マスターと実際の情報が不一致になってしまうことがあります。

日本郵便の郵便番号データを取り込み

出庫先や請求先の住所を商品や納品書、請求書に印字している場合、実際に古い住所情報で出庫先、請求先へ送付されてしまうため、郵便番号を新しい情報に更新する必要があります。

その際、郵便番号マスターメニューから手入力に変更する、データ受入メニューからエクセルで変更を取り込むのも良いですが、郵便番号マスターには、日本郵便が発行している郵便番号一覧のファイルを取り込んで変更を反映する機能がありますので、これを活用すると便利です。

範囲指定	郵便番号関係情報	郵便番号CSVファイルのポート
郵便番号CSVファイル		
フォーマット	<input checked="" type="radio"/> 全国版: http://www.post.japanpost.jp <input type="radio"/> 個別事業所版: http://www.post.japanpost.jp	
ファイル名	<input type="text"/>	

操作方法

- ① 日本郵便のサイトから CSV ファイルをダウンロードします
- ② ダウンロードしたファイルを解凍します
- ③ 「全国版」若しくは「個別事業所版」どちらかのファイルフォーマットを選択します。
- ④ 解凍済みのファイルを指定します。
- ⑤ 「既存のレコードを置き換える」にチェックを付け、実行ボタンで取込を行います。
- ⑥ 終了メッセージが表示されたら、実行ログを確認します。

前提条件

本処理を実行するには、Oracle 付属の SQL*Loader ユーティリティが必要です。管理者モードでインストールされている Oracle クライアントから実行する必要があります。

また、取り込まれたレコードには、処理対象の会社の所在国がセットされます。そのため、本機能は、処理対象の会社が日本国内であることが前提となっています。

郵便番号 CSV ファイルインポートにより取り込まれたレコードの州県コードには、JIS X 0401 で定められた都道府県コードがセットされます。

そのため、このコードに沿った州県コードマスターのセットアップが必要となります。

おわりに

郵便番号の変更情報を追って本機能を利用するのもいいですが、新年度のセットアップを行うときにルーティーンとして組み込んで毎年更新してしまうのも一つの方法です。

今回取り上げた機能は、従来から存在する機能ですが、Plaza-i を長くご利用いただいている、郵便番号の情報を長い間更新していないお客様は、本機能を利用して一度郵便番号を最新の情

報に更新していただく事をお勧めします。

Plaza-i 機能ご紹介 セット商品入力

はじめに

Plaza-i の SOE 販売管理システムの伝票の機能で「セット商品入力」という機能がございます。現在、既にご利用のユーザ様もいらっしゃるかもしれませんが、改めてこの「セット商品入力」機能について、簡単な事例も混ぜながらご紹介します。

※セット商品取込ボタンを使った伝票入力

セット商品入力の利用目的

Plaza-i で「セット商品」に関する機能には大きく分けて 2 つの利用目的があります。

- ① 機械装置などのような商品本体と、その周辺部品を組み合わせでセット組で販売する際、効率的に商品明細情報を入力する際の「セット商品」。
- ② 1 つの受注商品（完成品）に対して、その商品を構成する商品を、外部仕入先などへ調達指示展開する際の「セット商品」（商品構成マスター・調達ファシリティ商品マスターを利用）。

→調達指示ボタンを利用する。

①の利用の場合、商品構成マスターを利用して、予め商品のセット組を定義して入力する方法や、マスターを利用せずセット商品入力画面で直接セット組商品を入力する方法がございます。

①の入力により、納品書には「商品 1 式」などのように親商品明細を 1 行で表示するが、その内訳となる子商品は表示させないといった対応が可能です。

②の利用の場合は、基本的に商品構成マスターのセットアップは必須となります。

②の入力により、例えば、多階層展開も出来ますので、仕入先 A から部品を購入し、仕入先 B に加工させ、それを最終的に仕入れるといった取引の入力が可能です。

商品構成マスター（親商品・子商品）

「商品構成マスター」を利用し、予め商品のセット組を定義します。

具体的には、親商品コードと子商品コードという組み合わせをマスターで定義し、伝票のセット商品画面で親商品を入力した際に、マスターで定義済みの子商品を自動で入力することが可能です。

これらの子商品については、その数量を固定することも可能ですし、適宜伝票上で変更を認めるような設定も可能です。また、子商品の変更をできないように固定する設定や、子商品の入れ替えを認めるような設定も可能となっております。

セット商品入力対応画面

- ・ SOE 見積伝票入力
- ・ SOE 受注伝票入力
- ・ SVC 見積伝票入力
- ・ SVC 受注伝票入力

※セット商品取込ボタン、調達指示ボタン、それぞれの機能がついています。

最後に

今回ご案内した「セット品入力」機能に限らず、弊社コンサルタントは Plaza-i の新しい機能の提案が可能です。

「このような管理がしたい」「こういう分析軸でデータが見たい」「こんな帳票を出したい」など、Plaza-i をお使いの際に気になった点や疑問については、弊社コンサルタントサポート窓口(内線 72)までお気軽にご相談下さい。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 30 年 3 月 22 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.57.03

所得拡大促進税制の改組

1. はじめに

現行の所得拡大促進税制が平成 30 年 3 月 31 日に適用期限を迎えます。

そのため、平成 30 年度税制改正では同制度を改組し、青色申告法人が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合、次の 2、3 の適用要件を満たすときは、それぞれの税額控除ができる制度に改められました。

2. 制度内容（大法人の場合）

適用要件	① 賃金引上げ率 対前年度比 3%以上増加 ② 国内設備投資額 当期の減価償却費の 90%以上
控除額	①②のいずれも満たす場合 賃上げ額の 15% ※①②のいずれも満たし、教育訓練費の額が前 2 期平均の 1.2 倍以上の場合 賃上げ額の 20% ※法人税額の 20%が上限

【租税特別措置の適用要件の見直し】

一方で、大企業が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、所得が増加しているにもかかわらず次のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制等の一定の税額控除を認めない措置が講じられます。

- ① 平均給与等支給額が前年を超えること
- ② 国内設備投資が減価償却費の額の 10%を超えること

3. 制度内容（中小企業の場合）

適用要件	① 賃金引上げ率 対前年度比 1.5%以上増加
控除額	賃上げ額の 15% ※賃金引上げ率が対前年度比 2.5%以上かつ、次のいずれかの要件を満たした場合 i. 教育訓練費が前期の 1.1 倍以上 ii. 経営力向上計画に従い、経営力向上が行われたものと証明されたこと 賃上げ額の 25% ※法人税額の 20%が上限

【適用除外事業者】

平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、中小企業者等であっても前 3 事業年度の平均所得金額が年 15 億円を超える場合は、大法人の場合と同様の取扱いとなります。

4. 留意点

改正後の所得拡大促進税制は、中小企業者等の場合でも設立事業年度は適用対象外とされます。

また、賃金引上げ率の計算における平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、継続雇用者の範囲が見直され、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものと改められたことにより設立 1 期目の最初の月から給与を支給しなければ、2 期目も適用が受けられないこととなります。

5. おわりに

税額控除額は引き上げられましたが、適用要件には国内設備投資が加わり、大企業にとっては適用が難しくなることが想定されます。

しかし、賃上げや設備投資に積極的な企業に対しては、法人の利益に対する実質的な税負担が軽減され、特に人材投資の強化を行う企業については、実質的な税負担が 25%まで引き下げられることとなります。

源泉徴収事務、さらに煩雑化へ

1. はじめに

平成 30 年度税制改正大綱において、平成 32 年分の所得税より基礎控除が見直され、給与所得控除額及び公的年金等控除額が引き下げられる改正が盛り込まれました。

上記改正に伴い、下記の二つの申告書が新設されることとなります。

2. 基礎控除を受ける為の申告書

【改正の内容】

基礎控除額が一律 10 万円引き上げられます。

合計所得金額が 2,400 万円超 2,500 万円以下の場合には所得金額に応じて控除額が逡減され、2,500 万円を超える場合には、基礎控除額は 0 円となります。

(単位: 万円)

合計所得金額		基礎控除額	
超	以下	平成31年分まで	平成32年分以後
	2,400	38	48
2,400	2,450		32
2,450	2,500		16
2,500			0

【基礎控除申告書の新設】

基礎控除の適用について所得制限が設けられることから、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合には、「給与所得者の基礎控除申告書」の所轄税務署長への提出が必要となります。ただし、扶養控除等申告書等と同様に、税務署長から提出を求められた場合以外は、給与支払者の保存が認められる方向です。

この申告書には下記の事項を記載する必要があります。

① 給与等の支払者の氏名又は名称
② 居住者のその年の合計所得金額の見積額
③ その他財務省令で定める事項

3. 所得金額調整控除を受ける為の申告書

【改正の内容】

給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられ

ます。

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円（現行 1,000 万円超）とされ、その上限額が 195 万円（現行 220 万円）に引き下げられます。つまり、850 万円を超える場合には増税となります。

ただし、給与収入の金額が 850 万円を超える者で、自身が特別障害者又は 23 歳未満の扶養親族がいる場合等には、税負担が増加しないよう、年末調整において一定額が給与所得金額から控除されます。

【所得金額調整控除に規定する申告書の新設】

この控除の適用を受ける為に提出が必要な申告書が「年末調整に係る所得金額調整控除に規定する申告書」です。

この申告書は、従業員がその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに給与支払者へ提出しなければならない、給与支払者が受け取った日に税務署長に提出されたものとみなされます。

この申告書には以下の事項を記載する必要があります。

① この規定の適用を受けようとする旨
② 居住者が特別障害者に該当する旨又は扶養親族もしくは同一生計配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）
③ その他の財務省令で定める事項

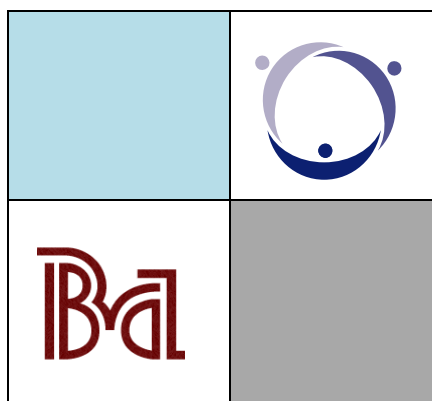
4. 適用開始時期

平成 32 年分以後の所得税について適用される予定です。

5. おわりに

現行の扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書に加えて申告事項が増えることで源泉徴収事務が煩雑になることが予想されます。

税制改正法案の成立後、より詳細な情報が出てきますので、実務担当者は慌てることのないよう、情報をキャッチアップしておく必要があります。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>